

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等
に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

1. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務について、関税の更正請求手続等を追加することとする。(別表関係)
2. その他所要の規定の整備を行うこととする。
3. この政令は、平成22年2月21日から施行することとする。